浜田市商業支援事業実施要領

制定　　平成 27 年 4 月 1 日

第１　趣旨

浜田市商業支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第４条に定める事業者等（以下「補助事業者」という。）が、補助事業によって地域商業の活性化に取り組む場合、市はその事業を支援するものとし、支援にあたっては要綱によるほか、この要領の定めるところによる。

第２　基本コンセプト

この事業の基本コンセプトは、以下のとおりとする。

(1) 地域商業の活力向上に資するものであること
(2) 具体的な補助効果を持ち、その効果が継続される見込みであること
(3) イベント事業等一時的な集客効果を目的としたものでないこと
(4) 国庫補助金及び他の県補助金が交付されない事業であること。
(5) 事業効果について、具体的な数値目標を定めたものであること
(6) 計画の策定段階から実施後のフォローに至るまで、浜田商工会議所又は石央商工会（以下、「商工会議所等」という。）、その他公的支援機関と連携し、経営指導などのサポートを受ける体制を整えること。

第３　事業区分ごとの補助対象等

(1) 共通

①　交付決定後、5 年以上補助対象事業を行う事業計画を有すること。

②　原則として、交付決定後に事業を開始するものとする。ただし次に定める場合を除く。

ア　浜田市の予算等の事情により、事業開始後の交付決定にならざるを得ない場合。

イ　前年度に交付決定を受けた事業において、当該年度に補助対象経費となるものがある場合。

③　②の「事業を開始する」とは、通常の調達の流れ（見積・発注・納品・検収･請求・支払）の中では、次のとおりとする。

ア　家賃以外の経費を補助対象経費とする場合、発注日を事業開始日とする。

イ　家賃を補助対象経費とする場合、開店日を事業開始日とする。

(2) 小売店等開業支援事業

①　原則として、市内での店舗移転は対象としない。ただし、商業持続化を図る観点等から市が認める場合はこの限りではない。

②　補助対象となる事業内容は、次に定めるもののうち、いずれかとする。

ア　市内において開店計画を有する中小企業者又は個人のうち、産業競争力強化法（平成２５年法律第９８号）第２条３１項における認定特定創業支援等事業（以下「特定創業支援等事業」という。）を受ける者、申請時点で特定創業支援等事業を受けており修了前である者又は特定創業支援等事業を受けた者

イ　市内において店舗を営んでいる中小企業者又は個人のうち、特定創業支援等事業を受ける者又は申請時点で特定創業支援等事業を受けており修了前である者

③　次に掲げる業種に属する事業は対象外とする。

ア　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業（第４号に限る。）又は同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行うものでないこと。

イ　他に分類されないその他の生活関連サービス業のうち易断所、観相業、相場案内業（けい線屋）
ウ　競輪、競馬等の競走場
エ　競輪、競馬等の競技団
オ　芸ぎ業（置屋、検番を除く）
カ　娯楽に付帯するサービス業のうち、場外馬券売場、場外車券売場、競輪、競馬等予想業
キ　宗教、政治・経済・文化団体

④　次に掲げる事業は、対象外とする。
ア　大型小売店舗内への出店
イ　無人店舗の出店

⑤　当該商店街を構成する組織（商店街振興組合、事業協同組合等で法人格の有無を問わない）又は当該地域の活動に積極的に参加し、地域への貢献が見込まれること。

⑥　家賃を補助対象とする場合、店舗所有者と家賃支払者が次に定める密接な関係にないこと。
ア　三親等以内の親族
イ　同居の親族
ウ　出資額50％を超えるいわゆる親子会社

（補助対象経費）

⑦　補助対象経費について、次のとおりとする。

科　目	内　　容　　等
共通	・来客が利用しない施設（従業員のみが利用する休憩室、トイレ等）の経費は補助対象外とする。 ・駐車場は補助対象外とする。 ・国及び地方公共団体が所有する空店舗等で事業を行う場合、改修費、家賃は対象外とする。 ・使用目的が事業の遂行に必要不可欠であること。 ・経費の発注は、市内に本店または本拠を置く事業者のみとする。市外への発注をおこなう場合は、事前に協議をおこなうこと。
改修費	・原則として、補助事業者が所有すること。 ・契約にあたっては見積書を取ること。なお、20万円以上の場合は2者以上必要とする。 ・契約金額が50万円以上の場合は契約書を必要とする。 ・契約金額が30万円以上50万円未満の場合は注文請書を必要とする。 ・契約金額が30万円未満の場合は発注書を必要とする。 ・事業開始後5年以上は補助目的に合致した活用をすること。
備品購入費	・5万円未満の備品又は消耗品は補助対象外とする。（飲食店における食器等、大量に購入して合計で5万円以上となる場合も対象外とする） ・購入した備品は補助目的以外に使用することはできない。 ・原則として、補助事業者が所有すること。 ・備品を購入した際に付随して発生する経費（運賃、設置費）も補助対象とする。 ・契約にあたっては見積書を取ること。なお、10万円以上の場合は2

	者以上必要とする。 ・契約金額が 50 万円以上の場合は契約書を必要とする。 ・契約金額が 30 万円以上 50 万円未満の場合は注文請書を必要とする。 ・契約金額が 30 万円未満の場合は発注書を必要とする。 ・事業開始後 5 年以上は補助目的に合致した活用を行うこと。
家賃	・契約にあたっては契約書を必要とする。 ・敷金、権利金、手付金は補助対象外とする。 ・運営費(電気代、水道代等)及び共益費は補助対象外とする。 ・共同店舗内の空店舗（空区画）へ新たに事業協同組合に加入して出店する場合の組合賦課金は、同一店舗内のテナント家賃と同等額まで「家賃」とみなす。
広告宣伝費	・開店した店舗の誘客を目的としたものに限る ・以下の広告宣伝を対象とする ⑴交付決定日以降、開店から 3 ヶ月経過するまでに配布、掲示するポスター、チラシ、リーフレット、ショップカードの制作に要する経費 ⑵交付決定日以降、開店から 3 ヶ月経過するまでに実施する雑誌広告、フリーペーパー、web 広告（3 ヶ月経過するまでの掲載にかかる費用）、新聞広告、新聞折り込みに要する経費 ⑶交付決定日以降、開店から 3 ヶ月経過するまでに立ち上げるホームページ作成に要する経費（維持管理費は含まない） ⑷交付決定日以降、開店から 3 ヶ月経過するまでに放送するテレビ、ラジオＣＭに要する経費 ⑸交付決定日以降、開店から 3 ヶ月経過するまでに実施するＤＭに要する経費 ・契約にあたっては見積書を取ること。なお、10 万円以上の場合は２者以上必要とする。ただし、⑵、⑷について相見積もりは不要とする。 ・契約金額が 50 万円以上の場合は契約書を必要とする。 ・契約金額が 30 万円以上 50 万円未満の場合は注文請書を必要とする。 ・契約金額が 30 万円未満の場合は発注書を必要とする。

第 4　支援機関との連携

(1) 商工会議所等は、補助事業者に対して、計画の策定段階から実施後のフォローに至るまで、市と連携し、経営指導などのサポートをすること。

(2) 商工会議所等の担当経営指導員は、「所管商工会議所等の担当経営指導員の意見（別紙 2）の記載にあたり、補助事業者に対してより確実性の高い事業計画のため必要な助言をすること。

(3) 補助事業者は、提出書類の作成にあたり、商工会議所等の担当経営指導員と充分に協議を行うこと。

第 5　事業年度

(1) 補助事業は、原則として一会計年度で終了するものとする。

ただし、事業効果を上げるために一会計年度を越えて継続して支援することが必要と判断される場合は、予算の範囲内において以下のとおり実施することができる。

①　第 3（2）については、補助開始月から 12 月を経過する年度まで

この場合の補助金交付申請は年度ごとに行うこととする。

(2) 複数年度継続して補助する場合は、交付申請は年度ごとに行うこととし、交付決定を受けなければならない。
なお、複数年度継続して補助する場合の補助限度額は、対象事業1件について複数年度にまたがる事業費の総額が交付要綱第4条に掲げる額とする。

第6　書類の提出

補助事業者は、本要領第3の事業区分に関わらず、浜田市商業支援事業費補助金経費配分書（別紙1）を、申請書に添付し提出するものとする。また、事業区分に応じて別紙2～別紙5のいずれかを申請書に添付し提出するものとする。

第7　事業効果等の報告

(1) 補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間（第3の事業のうち一会計年度を越えて継続して支援するものについては、補助事業が完了した最終会計年度の終了後5年間）、毎会計年度終了後60日以内に本補助事業に係る事業効果についてとりまとめ、事業実施効果報告書（様式第1号）により市に報告するものとする。
(2) 市は、前項の報告を受けた場合において、その報告に係る補助事業等の効果が計画時において想定される事業効果等と比べ十分でないと認められるときは、当該補助事業における効果を踏まえ、商工会議所等と連携し、その改善のための指導・助言を行うことができる。

第8　交付の決定の取り消し及び返還について

(1) 市は、交付の決定をした事業について、補助事業者が交付要綱、実施要領で定められた事項に反したとき（補助目的に合致した活用を求める期間以内に廃業になった場合等）は、交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。また市は、補助金の交付の決定を取り消した場合において補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。
(2) 前項に定める補助金の返還については、次の割合によるものとする。
① 補助金の交付決定の全部の取り消し
補助額の10/10
② 補助金の交付決定の一部の取り消し（交付決定日から5年未満での補助事業の廃止等）
ア　ソフト補助に係る部分
（ⅰ）最初の交付決定日から1年未満で事業を廃止した場合
補助額の10/10
（ⅱ）最初の交付決定日から1年以上3年未満で事業を廃止した場合
補助額の5/10
（ⅲ）最初の交付決定日から3年以上5年未満で事業を廃止した場合
補助額の3/10
イ　ハード補助に係る部分
補助額の10/10
(3) 事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前2項の規定によらず、補助金の返還を免除することができる。
① 災害により事業を継続できない場合
② 補助事業者が個人事業者の場合、経営者の疾病又は死亡により事業を継続できない場合
③ 補助事業者の責めに帰さない事由による場合などやむを得ないと認められる場合

附　則
この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附　則
この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附　則
この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附　則
この要領は、令和 2 年 5 月 25 日から適用する。

附　則
この要領は、令和 3 年 4 月 30 日から適用する。

附　則
この要領は、令和 4 年 4 月 19 日から適用する。

附　則
この要領は、令和 5 年 4 月 21 日から適用する。

附　則
この要領は、令和 6 年 4 月 17 日から適用する。

附　則
この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。